

差別落書き未然防止指針

平成 10 年 4 月
(平成 27 年 3 月一部改正)
鳥 取 県
鳥 取 県 教 育 委 員 会

1 目的

差別落書きは、人の心を傷つけるとともに、新たな差別意識を植え付けたり、差別意識を助長するなど、その影響は大きいものがある。

このような差別落書きを根絶するため、差別落書きの未然防止対策についての指針を策定することにより、人権が尊重される社会づくりを目指すものとする。

2 差別落書きについて

「落書き」は、一般的には、門や塀など本来書いてはいけない場所にいたずら書きをすることをいい、本来行ってはいけない行為である。

この指針において「差別落書き」とは、差別や偏見に基づき、人々の心を傷つける「差別用語」又は「差別表現」を用いて行われる落書きをいう。

3 差別落書きの未然防止対策

差別落書きを根絶するためには、「差別落書きは人の心を傷つける悪質な行為であり、許されないものである。」という県民の共通理解を深めていくことが重要である。

このため、差別落書きの未然防止に向けて、効果的な啓発手法・内容の工夫と実践、学校教育及び社会教育における取組、報道機関への情報提供などに積極的に取り組むこととする。

(1) 効果的な啓発手法の工夫と実践

「差別落書きは人の心を傷つける悪質な行為であり、許されないものである。」という県民の共通理解を深めるためには、差別落書きの不当性を効果的に県民に訴えていくことが重要である。

このため、広報紙の活用、ポスター・チラシ・ステッカーなどの印刷物の作成・配布など、効果的な啓発手法を工夫する。

(2) 学校教育及び社会教育における取組

学校教育の中で、差別落書きの事例を取り上げ、「差別落書きは人の心を傷つける悪質な行為であり、許されないものである。」という認識を児童生徒に正しく自覚させるとともに、併せて公共的な施設を大切にするというモラルの重要性についても指導する等、自他の人権を尊重する意識を高める学習を展開する。

また、社会教育における啓発・教育の一環として、研修会、講演会の開催を継続・反復して実施することに努める。具体的には、地域や職域で行われる人権問題の研修会などの場で、差別落書きの事例やモラルの問題を取り上げ、「差別落書きは人の心を傷つける悪質な行為であり、許されないものである。」という認識を深める。

(3) 報道機関に対する情報提供

広く県民に差別落書きの不当性を理解してもらうためには、報道機関に適時適切に情報提供を行い、新聞やテレビなどを通じて多くの県民にその不当性を認識してもらうことが重要である。

ただし、情報提供に当たっては、差別意識や差別事象の拡大・助長につながらないよう、「差別用語」や「差別表現」については十分説明を行った上で、報道機関に理解、配慮していただくことを求めることも重要である。

(4) 関係機関・団体との連携、協力

あらゆる機会を通じた啓発・教育などの取組を推進する必要があることから、関係機関・団体と連携・協力して、効果的な差別落書き未然防止策を推進する。

4 差別落書き発生後の適切な対応

差別落書きをそのまま放置しておくことにより、それを見た人に新たな差別意識を持たせたり、差別意識を強めたり、差別意識を助長してしまうことが想定される。

については、県が設置・管理する公共施設（県が管理するウェブサイト等への書き込みを含む。）で差別落書きが発生した場合、施設管理責任者は速やかに公衆の目に触れないような措置をとり、事実関係の記録及び関係者による現場確認を行うとともに、現状や課題を分析し再発防止に取り組む。

さらに、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会規則第4条の規定に基づき設置する、差別事象検討小委員会で、差別落書きの背景の分析・対応策の検討及び今後の効果的な啓発方法等の検討を行うことが必要である。当該検討にあたっては、落書きの内容のみならず、落書きがなされた背景あるいは目的等を詳細に分析したうえ、差別落書きへの対応策及び啓発方法等が基本的人権たる表現の自由に対する侵害とならないように配慮することも必要である。

なお、差別落書きの内容が特定の個人を中傷、誹謗、攻撃するものであり、当該個人への二次的被害が発生するおそれがある場合、啓発方法等の検討にあたっては当該個人の意味等の確認をしたうえで最終的な判断を行う必要がある。

また、学校における差別落書きに対応する際には、児童生徒が心身ともに成長過程であることに十分留意した上で、それぞれの発達段階に即した指導を学校が主体的に責任をもって展開することが重要である。

これらを踏まえ、差別落書きが発生した場合の具体的対応は別に定める「差別落書き対応要領」に沿って行うものとする。

また、公共施設を設置・管理する関係団体や市町村等においても、差別落書きが発生した場合、適切に対応するよう県及び県教育委員会は「差別落書き対応要領」の周知徹底を図る。